

佐賀県農業改良資金未収金回収業務の業務委託に係る企画コンペの募集に対する質問回答書（2025年12月24日 回答）

質問項目	質問	回答
<p>【1】 仕様書</p> <p>第4 委託する債権の範囲1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託見込額約4千万は、令和8年度の見込額か、初回委託時の見込額ですか。 ・委託予定債権は、新規委託か、すでに委託済みの債権ですか。 ・委託予定債権の未収発生からの期間（3年未満・5年未満・5年以上等）はどれくらいですか。 ・債務者等「約20人」は、債務者及び連帯債務者、連帯保証人を含め、請求対象者（死亡、時効援用、破産等を除く）が約20人という認識でよろしいでしょうか。 ・委託予定債権は、全て連帯債務者、連帯保証人がいますか。 ・令和9年度以降の追加予定債権はどれくらい予定されていますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月現在の見込み額になります。 ・新規の委託契約になります。 ・未収発生時期は、元金が平成16年～平成23年の12件、違約金が平成30年～令和6年の6件になります。 ・次の質問と関連するため、合わせて回答します。 ・債務者等「約20人」は、債務者及び連帯債務者、連帯保証人を含みます。また、死亡、時効援用、破産等が現状把握できていないものがあるため、あくまで概数としてご理解願います。本委託において、請求対象者の調査もお願いします。 ・新規の貸付はないため、元金に係る追加債権は発生しませんが、元金が完済した際に違約金額が確定することで違約金に係る追加債権が発生します。
<p>【2】 仕様書</p> <p>第5 委託事務の範囲1</p> <p>(3)(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(3)の調査で、住民票の取得調査や相続人の調査は弁護士判断での実施でよろしいでしょうか。 ・(4)の訪問は、必須でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本は弁護士判断での実施でかまいませんが、県で優先的に調査したい債権につきましては相談させていただきたい。 ・訪問調査（居住確認調査）は必須となります。 県が指定した債務者について、最低年2回程度の面談、訪問、償還相談等も含めた回収業務の委託となります。件数については契約時に相談の上、予算内で可能な範囲となります。

<p>【3】仕様書 第5 委託事務 の範囲3 (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「翌月 10 日まで」を「翌日 5 営業日まで」に選定後に変更することは可能でしょうか。 ・報告書の様式 2 は、任意様式でもよろしいでしょうか。 ・様式 2 の「収入の目的」の項目には具体的に何を記載するのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・翌月 10 日までの期間内であれば調整可能です。(1 カ月に 1 回程度の報告が必要となりますが、その時期は調整可能です。) ・報告書の様式 2 は、任意様式でも必要項目が網羅されていれば構いません。 ・償還金の名称を記入します。 「農業改良資金償還金」または「農業改良資金違約金」
<p>【4】仕様書 第5 委託事務 の範囲4 (1)</p>	<p>納付書は「ひと月にまとめて 1 枚」での納付でよろしいでしょうか。不可の場合、「債務者ごとに 1 枚」、「債務者の月ごとに 1 枚」等ご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納付書は様式 2 の報告で債務の内訳がわかるものであれば「ひと月にまとめて 1 枚」での納付でもかまいませんが、償還金と違約金は分けて取り扱っているため、区別して納付してください。
<p>【5】契約書 第 3 条、 第 10 条の 2 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本料金 (年 1,252 千円上限) + 委託業務によって収納した金額の 3 分の 1」の委託料のお支払いは、毎月でしょうか。 ・「委託業務によって収納した金額の 3 分の 1」の上限は設定なしという認識でよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲乙協議のもと請求をすることができるとしておりますので月払いも可能です。ただし、回収額や事務負担等を考慮の上、契約時に協議とさせていただきます。 ・上限はありませんが、回収状況に応じて、支払い時期等を協議とさせていただきます。
<p>【6】説明書 3 提案書及び 添付資料 (2) ウ</p>	<p>「業務完了を証する書類」について、契約満了後に発行がないものや、現在契約中のものは、契約書のみの提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書の写しに実績報告書や額の確定通知、請求書の写しなどをご提出ください。現在契約中のものにつきましても、契約書をご提出いただけましたら参考資料とさせていただきます。</p>

佐賀県農業改良資金未収金回収業務の業務委託に係る企画コンペの募集に対する質問回答書（2025年12月15日 回答）

質問項目	質問	回答
参加資格（8）について	<p>九州内に本店、支店または営業所等を有していることとのことですが、当事務所では、弁護士が常駐している営業店はないのですが、連絡センターとして九州内に3カ所、レンタルオフィスがございます。</p> <p>参加資格の有無について、ご回答をお願いいたします。</p>	<p>連絡センターにて顧客からの問い合わせや、サポート業務等も担われており、当課からのメール・電話など連絡対応ができる拠点であれば、連絡センターも営業所等を含めて構いません。</p> <p>なお、県が指定した債務者については、最低年2回程度の面談・訪問、償還相談等も含めた回収業務の委託となります。それが可能であれば、無人のレンタルオフィスでも問題はありません。</p>